

6回
平成30年第 総 会
6月

白井市農業委員会会議録

平成30年6月8日 開会

平成30年6月8日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

平成30年6月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

7月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 6月25日月曜日
- ・事前審査会(案) 7月 2日月曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部3
- ・総 会(案) 7月 6日金曜日
午後4時00分から

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、平成30年の6月の定例総会に出席いただきまして、まことにありがとうございます。

例年より2日ほど早く、今月6日に梅雨入りしましたがけれども、これから1カ月ほどどんよりした天気が続くと思いますけれども、きのう、きょうと暑い日が続いています。

健康管理に十分気をつけていただきまして、農作業等を頑張ってくださいと思います。

そしてまた、きょうのこの総会終了後、食事会が予定されておりますが、私も楽しみにしておりますので、参加される皆様におかれまして、よろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成30年6月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、2番、岩井聡明委員、3番、芦田恵子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年6月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、清戸字先上773番1。

地目、畑、現況、畑。

地積、2,451平方メートル。

権利者、柏市藤ヶ谷 番地、〇〇〇〇。

経営面積、126アール。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

事由といたしましては、所有権移転、売買となります。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 班長の芦田です。

議案第1号1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料1番です。

当日は権利者、〇〇〇〇さんの代理人〇〇〇〇さんと、義務者〇〇〇〇さんの代理人で行政書士の〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、草や木が生い茂った耕作放棄地であります。

進入路については、県道に面しており、確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、貨物車2台、トラクター1台、リースで田植え機、コンバイン等、農機具はそろっております。

労働力は世帯員が5人で、5人とも農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、本人、妻、365日、息子さん3人それぞれ240日、ほかに従業員もおります。

技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

内藤秀樹委員、お願いします。

内藤秀樹委員 内藤です。

まず、〇〇〇〇さんにお会いして伺ったのですけれども、現在の家業がパーマ屋さんで、農家としてやれていなく、不動産屋より話があり、売ることにしたそうです。

それと、〇〇〇〇さんにはお電話で対応していただいたのですけれども、兄弟3人が農業をしたいということで、追加資料でわかるように、3人とも父親の鶏卵生産販売会社の社員となって、現在農業に従事しているそうです。

先ほども説明ありましたが、従業員もいるということで、人手もあるので、畑をみつけていたら、この土地を紹介されて買うことにしたそうです。

今は木などが生えて荒地ですが、将来的に畑にして野菜を作付したいということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

今井委員。

今井幹代委員 今井です。

資料1の8の位置図なのですが、今回の申請は733の1ということなのですが、その隣の733の2を通らないと、その前が道路なので入れないと思うのですが、ここは

どなたの土地なのでしょうか。

内藤秀樹委員 現在、道路になっていますので。

今井幹代委員 そうなのですか。

内藤秀樹委員 北環状線、大きい道になっちゃっているの。

今井幹代委員 わかりました。ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年6月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、武西字仲台1141番21。

地目、山林、現況、畑。

地積、2,171平方メートル。

権利者、東京都江東区、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

義務者、印西市武西 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う賃貸借権の設定、資材置場。

2番、清戸字和田前48番。

地目、田、現況、田。

地積、2,277平方メートル。

権利者、柏市泉 番地、〇〇〇〇有限会社、代表取締役、〇〇〇〇。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

申請事由、一時転用、農地造成。

3番、清戸字和田前49番。

地目、田、現況、田。

地積、327平方メートル。

権利者、2番に同じ〇〇〇〇〇〇有限会社、代表取締役、〇〇〇〇。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

申請事由も2番と同じ一時転用、農地造成でございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員

班長の芦田です。

1番について、調査報告を申し上げます。

審査資料2番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇〇〇さんの代理人で不動産業の〇〇〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から東へ約4キロメートルに位置しております。

国道464号より少し入った幹線道路に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、転用を伴う賃貸借権の設定、資材置場です。

5年ほど前までは梨畑だったそうですが、病気が出たりして、ほかの畑もあり手が回らなくなり、管理しきれなくなったため、不動産屋さんをお願いしたそうです。

権利者は、資材置き場を探していて、利便性がよく、事業の効率も上がります。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置き場用地ということですが、申請面積は2,171平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画です。

周辺農地への支障ですが、近隣説明で特に意見はないとのことでした。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

次に、議案第2号、2番、3番について、関連しておりますので、一緒に調査報告をいたします。

審査資料3番、4番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇〇〇の〇〇さん、義務者、〇〇〇〇〇〇さんの代理人で

息子さんの〇〇さん、申請代理人の〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から東へ約2.5キロメートルに位置しております。

私道に面しており、侵入路は確保されております。

農地区分としては、農用地区域内にある農地でありますので、第1種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、一時転用、農地造成であります。

この田は、道路より3メートルも低く、周辺が埋め立てられたので、雨が降ると水が入り、ごみも入ってくるようになり、耕作に支障を来しております。

そこで、自宅前ですので盛土をして、畑にして利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は農地造成ということですが、申請面積は合わせて2,604平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画です。

周辺農地への支障ですが、近隣説明で特に意見はないとのことでした。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 山崎です。

義務者、〇〇〇〇さんのお孫さんの〇〇さんにお話を伺いました。

〇〇〇〇さんは、現在家族4人で梨と米を栽培されています。

今回申請の出ている畑では梨を栽培されていましたが、紋羽病という病気で木の調子が悪くなり、5年前からこの畑での耕作はされていないということです。

今回の経緯ですが、この畑はほかの畑から離れた場所にあり、管理が大変で、作付する予定もないので、〇〇〇〇不動産さんをお願いしたということです。

私からは以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番、3番について、内藤秀樹委員をお願いします。

内藤秀樹委員 内藤です。

この土地は、昨年までは田んぼとして耕作していたのですがけれども、先ほど班長からも調査があったように、周りじゅうが埋め立てられちゃっていて、水があるときはドロドロになっちゃって、ないときは、脇に小さい小川があるのですがけれども、そこ

からポンプアップして田んぼをつくっていて、ことしは水量がかなり少なく、ことは田の作付を行っていないそうです。

それで埋めちゃって畑にしてやったほうが、自宅のすぐ前ですので、使い勝手がいいということで、埋め立てをすることにしたそうです。

以上です。

ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

宇賀委員。

宇賀義則委員 宇賀です。

3の10の資料を見ていただきたいのですが、こちらの土地は道路よりも3メートルほど低いということで、2.55メートルの造成をするということですが、これで道路からの水の侵入というのは防げるのでしょうか。

内藤秀樹委員 内藤です。

2.55メートルなので、実際に埋め立てした場合には、道路面よりは50センチぐらい下になるので、それからそのまた下に小川が流れているので、ここへ水が行くようになるので、大丈夫じゃないかと思います。

宇賀義則委員 わかりました。

笠井会長 ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

次に2番、3番、一括して採決を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、3番、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、3番、許可

相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について、議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第3号 平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成30年度第3次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成30年6月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページをごらんください。

4ページにつきましては、市長からの協議文となります。

説明は割愛させていただきます。

5ページをごらんください。

それぞれの一覧表となっております。

1番から順次説明を申し上げます。

1番、富塚字追堀1052番1。

地目、畑。

利用権設定面積、1,200平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、1年。

賃料、1万2,000円。

支払い方法、口座。

利用権を設定する者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市折立 番地の 、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

経営面積、434アール。

継続となります。

2番、富塚字追堀1053番1、外1筆。

地目、畑。

利用権設定面積、2筆で3,898平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、1年。

賃料、合計で3万9,000円。

支払い方法、口座。

利用権を設定する者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市折立 番地の 、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

経営面積、434アール。

継続となります。

3番、平塚字小森下2887番、外2筆。

地目、田。

利用権設定面積、3筆で1,611平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、水稻。

期間、5年。

賃料、合計で米60キログラム。

支払い方法、直接持参。

利用権を設定する者、市川市北方 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積、113アール。

継続でございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局高橋でございます。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号の規定により専決処分したのでこれを報告いたします。

平成30年6月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

専決処分書となります。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出となります。

記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

報告第2号といたしまして、農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

平成30年6月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

下の資料のとおり合意解約でございます。

報告事項は、以上でございます。

その他といたしまして、次回の事前審査会、総会の日程についてお知らせいたします。

次第にありますとおり、7月の事前審査会、総会の日程につきましては、申請受付締め切りが6月25日、月曜日。

事前審査会（案）といたしまして、7月2日、月曜日、こちらは第2班の担当となります。

午前9時から、次回から場所が変更となりまして、本庁舎2階災害対策本部3となります。

総会（案）といたしまして、7月6日、金曜日、午後4時から、こちらも本庁舎2階災害対策本部3となります。

では、事務局からは以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長 笠井行雄

白井市農業委員会議事録署名人 岩井聡明

白井市農業委員会議事録署名人 芦田恵子